



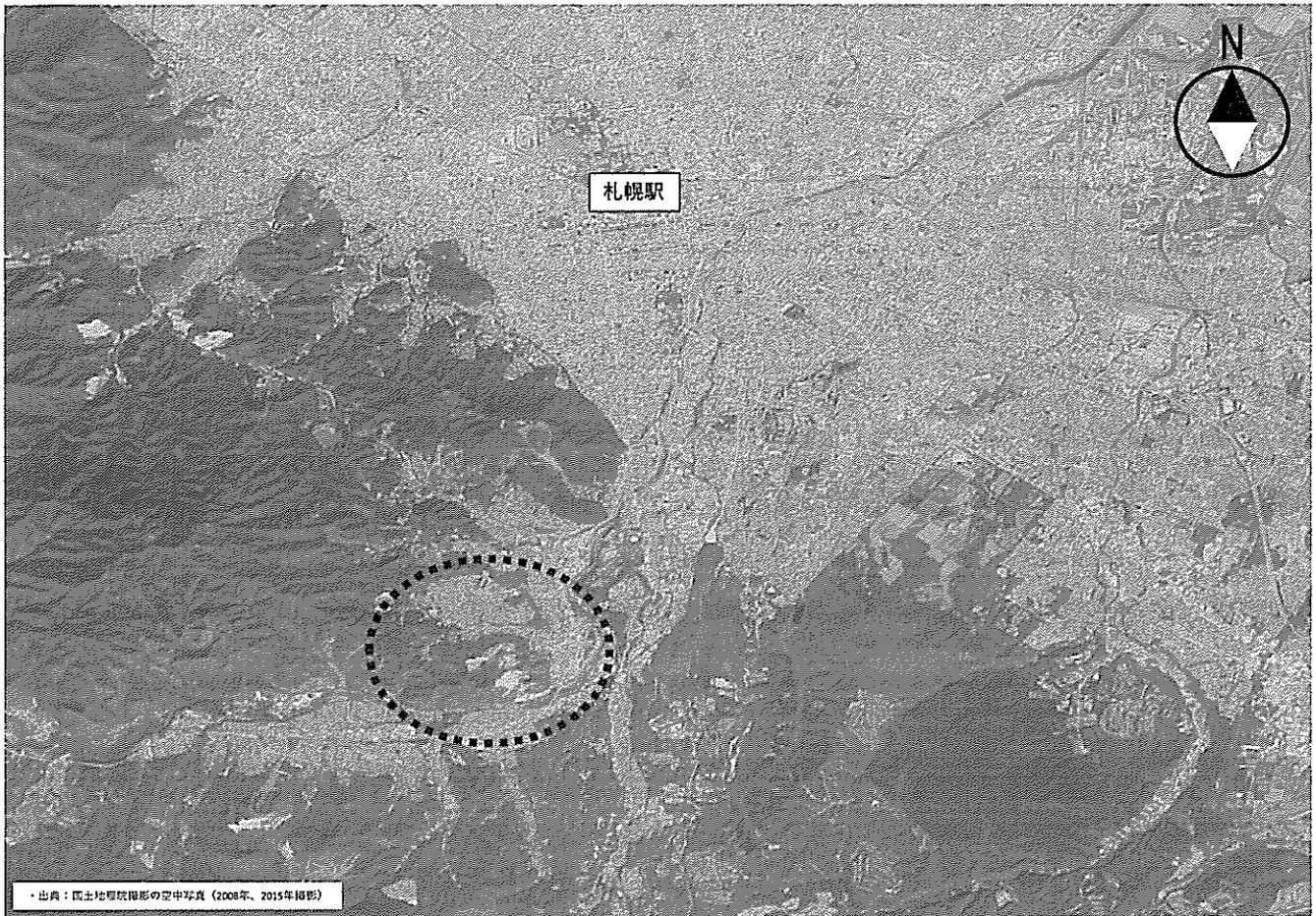
報道発表資料の配付日時 10月7日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(札幌市南区の硬石山周辺)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 9月29日以降、札幌市南区の硬石山の周辺において、ヒグマの出没が相次いでいるため、当該地域を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</p> <p>○ 注意報は、本日(10/7)から11/6までの1カ月を目安に発出します。</p> <p><説明></p> <p>1 注意報を発出する地域 札幌市南区の硬石山の周辺</p> <p>2 直近の目撃状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月29日(木) 15時50分頃、南区石山1条7丁目27番付近(豊平川右岸河川敷)で、1頭目撃。 ・ 9月30日(金) 16時50分頃、南区南沢1844番6付近(硬石山線付近)で、2頭目撃。 ・ 10月2日(日) 12時04分頃、南区硬石山無番地(硬石山水管橋の北側地点)で、2頭目撃。 ・ 10月2日(日) 15時17分頃、南区硬石山1番地付近(硬石山配水池付近)で、2頭目撃。 ・ 10月3日(月) 6時00分頃、南区硬石山無番地(硬石山水管橋の北側地点)で、2頭目撃。 ・ 10月4日(火) 14時00分頃、南区硬石山1876番11付近で、2頭目撃。 ・ 10月5日(水) 16時20分頃、南区硬石山無番地(硬石山水管橋の北側地点)で、2頭目撃。 ・ 10月5日(水) 20時50分頃、南区白川1814番283付近で、1頭目撃。 		
参考	<p>○ 過去の注意報の発出は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日～4月30日 : 札幌市 ・ 6月7日～7月6日 : 新十津川町・滝川市・砂川市 ・ 7月15日～8月14日 : 松前町 ・ 8月8日～9月7日 : 旭川市・東神楽町・東川町にかけての一部地域 <p>○ 注意報発表に併せて、周辺住民や農家、観光客へ注意すべき身近な取組を呼びかけます。</p>		

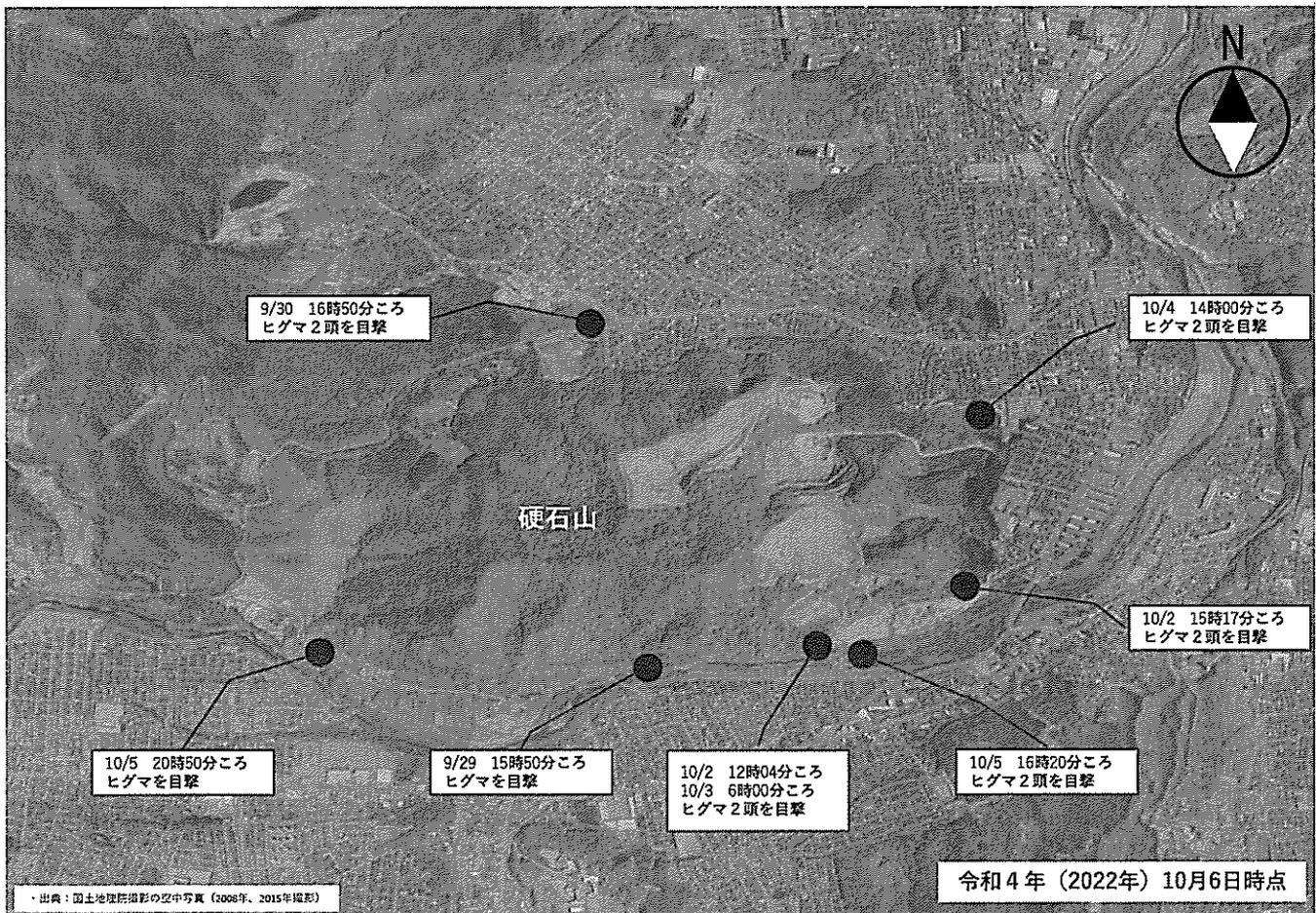
報道(取材)に当たってのお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	石狩振興局	

担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者:主幹 武田) TEL:011-231-4111(内線24-398)ダイヤルイン:011-204-5988		
-------------	---	--	--

ヒグマ注意報発出地域：札幌市南区硬石山周辺（広域図）



ヒグマ注意報発出地域：札幌市南区硬石山周辺（詳細図）



北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

< 警報 >

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

< 注意報 >

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

< 注意喚起 >

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

今回の発出ケース	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。